

Topics トピックス

6月26日(日)は 調布市長選挙と調布市議会議員補欠選挙

投票できる方

平成16年6月27日までに生まれた方で、令和4年3月18日までに調布市に転入の届出をし、引き続き3カ月以上市内に住んでいる方。

※調布市の選挙人名簿に登録されていても、投票日（期日前投票の日も含む）までに市外へ転出された方は投票できません

期日前投票

仕事や冠婚葬祭、レジャー、入院などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票をすることができます。

| 期日前投票所 | 開設期間 | 開設時間 |
|----------------------------|-----------------|------------------|
| 市役所 1階めじろホール | 6月20日(月)～25日(土) | 午前8時30分～ 午後8時 |
| 市民プラザあくろす 2階 市民活動支援センター | 6月21日(火)～24日(金) | |
| つつじヶ丘児童館ホール | | |
| 深大寺地域福祉センター | 6月22日(水)・23日(木) | 午前10時～午後5時 |

鉛筆は投票所に準備していますが、各自で持参した鉛筆も使用可
選挙管理委員会事務局 ☎481-7381

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止・延期・変更の場合あり

第1回男女共同参画推進センター運営委員会

日 6月14日(火)午後6時30分～8時（受付6時20分～）

所 市民プラザあくろす 3階ホール 1

定 当日先着5人

電 男女共同参画推進課 ☎443-1213

第1回教育プラン策定検討委員会

日 6月22日(水)午後6時30分～（受付6時15分～）

所 教育会館 3階301・302研修室

定 当日先着5人

電 教育総務課 ☎481-7464

10万円の 住民税非課税世帯等 臨時特別給付金

調布市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

☎0120-120-325（平日午前9時～午後5時）

支給額 1世帯当たり10万円 ※A～Cの重複受給は不可

支給時期 市が確認書などを受理した日からおおむね4週間で銀行口座に振り込み

追加

A 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯で、まだ本給付金を受給していない世帯に対して、令和4年度の課税情報（令和3年1～12月の収入などで決定）をもとに支給します。

令和4年6月1日時点で市内に住民登録があり、世帯全員の令和4年

度分の住民税均等割が非課税の世帯に、確認書または申請書を送付します。送付時期などの詳細は、7月以降に市報などでお知らせします。

※すでにB・Cを受給した世帯と、本給付金を受給した世帯の世帯主を含む世帯は対象外

継続

早めの申請にご協力ください！

B 令和3年度

住民税（均等割）が非課税の世帯

対象世帯へ、令和4年3月に「臨時特別給付金支給要件確認書」または「臨時特別給付金支給申請書（請求書）」を送付しています。

5月23日時点で市への返送が確認できていない世帯へ、5月27日に手続きのお知らせを送付しました。まだ返送していない場合、確認書または申請書と必要書類を返信用封筒で返送してください。

【対象世帯】

令和3年12月10日時点で市内に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯のうち、令和3年1月2日以降に調布市に転入した方がいる世帯。

※次の世帯は対象外

- 世帯の全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている
- 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるにもかかわらず未申告の方がいる
- 一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯 など

☑確認書などの再発行を希望する場合は、6月17日(金)までにコールセンターへ

【申請期限】

6月30日(木) (必着)

C 家計急変世帯

変更あり

令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯は、期限までに申請書と必要書類の郵送が必要です。



令和3年1～12月の収入に基づく申請は、今回の変更（Aの追加）により家計急変世帯分の対象外

【申請書の配布場所】

生活福祉課（市役所3階）、神代出張所、各図書館・地域福祉センター、総合福祉センター、市民プラザあくろす3階 ※市HPでも印刷可



市HP

【書類の送付先】

〒182-8511市役所 調布市非課税世帯等臨時特別給付金担当

【申請期限】

9月30日(金) (消印有効)

●新型コロナウイルス感染症対策基金へのご寄附をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域医療体制の整備、市民生活への支援、地域経済の回復に活用します。寄附金は、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。基金について／企画経営課 ☎481-7368、寄附手続きについて／管財課 ☎481-7173